

近世宿駅における大名と本陣：東海道大磯 宿小島本陣を中心として

堀田, トヨ / HOTTA, Toyo

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

26

(開始ページ / Start Page)

64

(終了ページ / End Page)

78

(発行年 / Year)

1974-03-23

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010932>

近世宿駅における大名と本陣

— 東海道大磯宿 小島本陣を中心として —

堀 田 卜 三

はじめに

江戸時代、本陣が大小名をはじめ勅使・院使・宮・門跡・駿府大坂二条御番衆・公用の武士・諸侯家老職などの特権階級の宿泊施設であったことは、周知の通りである。「本陣」の名のおこりは、軍時における本営の称であったものが、大名の旅宿に転用されるようになったというのが現在までの通説⁽¹⁾で、貞治二年(一三六三)足利義詮が上洛の折、その旅宿に宿札をかかげ、本陣と称したというからその端緒はかなり古いものである⁽²⁾。また、本陣起立の由来も、文政七年(一八二四)道中奉行の問い合わせに對する、東海道三嶋・原・吉原・蒲原・江尻等五宿の本陣亭主連名の回答によると、最初から特に本陣という特定の職分が設定されていたわけではなく、町々において田畑山林など多分に所持し、家屋敷も広く、召仕いの男女を多人数かかえていることを通行の大小名が聞き及び、宿を仰せつけるので、それを請けるうちに定宿のような形になって来た。そして寛永年間、幕府の宿々に対する

御糺しがあつた際、大名宿と称するのも如何かということ、本陣と唱えるようになったということである⁽³⁾。

このように大名と本陣の關係は、非常に密接であるが、その兩者の關係を、主として經濟的側面から明らかにしてみたいと思う。

一

本陣は休泊者の要請によって行なわれた経営であるので、大名達の休泊料は心付けに相当する「金一封」といったものであるが、これは「茶代」などと呼ばれていたようである。

廿八日 芸州様御家老

関 勘四郎様

御泊

茶代なし

はたこ廿五人

百卅文ツ、

右は、大磯町小島本陣史料のうちの「御休泊控帳」の一部であるが、「茶代」という言葉がつかわれている。「茶代」の金額は一定せず、諸家まちまちで、しかもあまり高額ではなかつた。こ

天明3年

第1表

近世宿駅における大名と本陣(堀田)

月日	諸家名	上り・休泊 下り・泊	休泊料・心付け・祝儀	旅籠料	食事代	備考
1. 12	宮原和泉守	上り・休	南鍬沓片 白銀沓包 (上物代)	(48文×4人) 192文	膳めし 12・3人 料金不明	
27	宮原和泉守	下り・泊	金100疋 銀子沓包 (上物代)	(110文×25人) 2貫750文		下宿 5軒
2. 10	松平和泉守	下り・泊	金 500疋	(125文×15人) 2貫280文		
13	有馬兵部大輔	下り・休	鳥目50疋	(48文×13人)624文	膳めし 10人程 料金不明	下宿 14軒 日雇下宿 7軒
18	石井兵部 権大輔	下り・泊	南鍬沓片			御用宿
3. 5	油小路大納言	下り・休	鳥目1貫匁			
7	松平式部大輔	上り・泊	金 1 両	(142文×38人) 5貫396文		
13	紀州様	休	銀5枚 金100疋 (富五郎へ)		御湯漬 人数不明 9分	
14	日光 御長持式棟	泊				御用宿
17	松平飛騨守	休	金200疋 銀1両 (上物代)		膳めし20人 料金不明	
23	越州様 御長持22棟	下り・泊	金 100疋	(132文×7人) 924文		日雇方 3軒
24	脇坂淡路守	下り・泊	金100疋 (富五郎へ) 金500疋	(上168文×14人) (下 84文× 6人)} 2貫856文		下宿 17軒
25	近藤縫殿助	下り・泊	金 200疋	上10人 下16人} 料金不明		下宿 2軒 日雇方 3軒
27	越州様御女中	下り・泊	鳥目50疋	(上80文×10人) (下60文×20人)} 2貫	膳めし (16文×10膳) 160文	下賜品 やうじ差 7ツ
28	因州様	下り・泊	南鍬沓片	上172文 下164文} 16人 合計 料金不明		
4. 1	越州様	下り・休	銀2枚 金 300疋	(68文×73人) 4貫964文		
1	伊東監物	下り・泊	金 300疋	(146文×26人) 4貫264文		下宿 93人

六五

3	松平越後守	下り・泊	銀 2 枚 銭 50 疋	(上172文×6人) (下164文×20人)} 4貫312文		下宿 20軒 日履宿 2軒
3	尾州様	上り・休	銀 5 枚	(48文×6人) 288文 御台所 (100文×18人) 1貫800文	湯漬 (32文×21) 672文	
7	細川越中守	下り・泊	金 3 兩 2 分	(160文×107人) 17貫120文		
8	彦根御家老 庵原助右衛門	下り・泊	金 200疋	(120文×29人) 3貫480文		御馬 2 疋 (120文×4) 480文
9	松平内蔵頭	上り・休	金 1 兩 2 分	(上72文×4人) (下40文×25人)} 1貫288文		
15	立花左近将監	下り・休	銀 2 枚		膳めし 50人前程 500文程代取	
15	牧野伊予守	下り・泊	金 200疋	(148文×18人) 2貫664文		
23	鍋島加賀守	下り・泊	銀 2 枚	(175文×29人) 5貫75文		
27	根良壱岐守	上り・休	金 200疋		膳めし (28文×28人) 784文	
5. 7	肥後守若様 木下富五郎	上り・休	金 300疋		膳めし 5人前 料金不明	
8	松平壱岐守	上り・休	銀 2 枚	(78文×2人) 156文		
11	松平甲斐守	下り・泊	金 2 兩	(上172文×17人) (下150文×21人)} 5貫74文 片旅籠(84文×6人)504文		下賜品 扇子 5 本 (富五郎へ)
12	柿沢宗長	上り・休		(32文×14人) 448文		下賜品 三本入 扇子箱
13	土屋帯刀	下り・泊	金 200疋	37人 料金不明		
6. 4	菱川大炊	下り・泊	鳥目 50疋	(160文×26人) 416文		御馬 2 人前 (160文×2) 320文
12	宝台院	上り・休	上物代20疋 青銅 50疋	(上64文×3人) (下60文×9人)} 732文		
17	柿沢宗長	下り・泊		昼旅籠 32文×14人×4日 泊 64文×14人×5日 6貫272文		御壺附22日 朝迄御逗留 挽茶壺箱下賜
28	勅願所薩州 福昌寺		小玉銀 2 ヅ	(上172文×2人) (下164文×23人)} 4貫 116文		唐香盆下賜
7. 5	酒井修理太夫	上り・泊	金 1200疋 (= 3 兩)	旅籠160文×45人 昼はたご66文×42人×2日 12貫240文		酒匂川 馬越支 = 付

近世宿駅における大名と本陣（堀田）

6	亀井吉三郎	上り・泊	金 1 兩 2 分 金 100 疋	(150文×19人) 2貫850文		初入部につき御祝儀有
7	奥平大膳大夫	上り・泊	金 2 兩 金 200 疋	(184文×11人) 2貫24文		初入部御祝儀有 日雇宿25軒
9	大坂御番	上り・泊		(124文×7人) 868文		御用宿
11	大坂町奉行 小田切土佐守	上り・泊	金 1 兩	旅箱 (150文×55人×2日) (142文×55人) 昼はたご (72文×55人) (60文×55人) } 31貫 570文		14日迄 酒勾川差支 =付 御泊
18	酒井越前守	上り 通り	銀 1 兩			
20	内田和泉守	上り・休	金 200 疋 金 100 疋 (新宅御祝儀)	(64文×19人) 1貫216文		
21	最乗寺御輪番 真如寺	上り・泊	金200疋 金100疋(隠居へ) 鳥目50疋(内へ)	(200文余×19人) 3貫800文余		南鑑下賜 額不明
23	土屋駿河守	上り・泊	金 200 疋	(150文×32人) 4貫800文		150文というの は分払いをし た分て申出は 上2人を含む 124文
8. 7	宝台院	休	青銅50疋	(100文×3人) 300文		
10	松平下総守	休	金 300 疋 銀1兩(御閑札料) 銭300疋(上物代)		一膳めし 16~17程	
24	大坂御番 野辺梶右衛門	下り・泊		(132文×10人) 1貫320文		
29	薩摩中將	上り・泊	銀 5 枚	(132文×16人) 2貫112文		
9. 9	榊原越中守	上り・休	鳥目50疋	(64文×9人) 576文	膳めし (30文×11人) 330文	
12	岡部美濃守	泊	金 1 兩 銀 1 兩 (御閑札料)	(164文×20人) 3貫280文		下宿 26軒 日雇宿 3軒
19	紀州御女中	下り・休	金 1 分	昼はたご (250文×3人) (200文×5人) 1貫750文	湯漬 8人 料金不明	
23	松平肥前守	上り・泊	銀10枚	(170文×78人) 13貫260文		染緋式端 加賀紋下賜
24	由良信濃守	下り・休	南鑑老片	(50文×14人) 700文		
28	柳沢伊勢守	下り・泊	金 300 疋	(176文×30人) 5貫280文		

六七

10.2	宝台院	上り・休	鳥目50疋	$\begin{pmatrix} 100\text{文} \times 2\text{人} \\ 64\text{文} \times 4\text{人} \end{pmatrix}$ 456文		
17	由良信濃守	下り・休	南鎌苅片	(50文×14人) 700文		
20	加藤佐渡守	上り・休	金 100疋			
26	加藤遠江守	上り・泊	金 1 両	(180文×21人) 3貫780文		下宿21軒
11.6	江川 太郎左衛門	下り・泊		木銭 453文		
20	紀州御女中	上り・休	金 100疋	$\begin{pmatrix} 250\text{文} \times 1\text{人} \\ 200 \times 5 \\ 72 \times 8 \end{pmatrix}$ 1貫776文		
22	最乗寺	下り・泊		はたご 5人 金100疋 かごの物 3人 400文		
23	五嶋近江守	下り・泊	金 200疋	(168文×30人) 4貫40文		
29	榊原越中守	下り・休	鳥目50疋	(64文×10人) 640文		

のほかに大名休泊時における本陣の収入としては、一行の旅籠銭や食事を賄った時の食事代などがあった。いまそれらの一例として、前掲「御休泊控帳」をもとに、天明三年（一七八三）の状況を第1表にしてみる。

同表からわかるように、一般に本陣の収入は休泊料と旅籠料が主で、そのほかの収入としては、膳めしと称する一膳めし（汁と香のものの程度）や、湯漬け（簡単な物業の食事）などを出してそれからの収入を得たり、馬の預かり料として人の二倍をとることなどがあつたが、一膳めしは外部の店屋から取ることもあつて、さしたる収入にはならなかつた。右に記した天明三年の東海道大磯宿小島本陣における年間の収入を第1表から集計すると、およそ一八兩余となる。同年当宿通行の大小名及びそれに准ずる者の総計は九二名。うち休泊の下賜金・旅籠料支払いの者五六名。

御用宿で下賜金なしの者七名。同じく御用宿及びお通りで、下賜金も旅籠料も無い者が二九名であつた。但し、御用宿の場合、後で旅籠料の足し分が問屋や名主から出ることもあつて、それを打足^{うちぞく}銭と称したが、その金額が当史料には明記されていないので、この場合の計算からは除外している。

本陣に大名たちの与えた下賜金は、最高が金三兩二分、最低が錢五〇疋であるが、一番多いのが金二〇〇疋（二分）、次いで多いのが錢五〇疋で、平均すると、御泊りの場合金にしておよそ一兩三朱、御休みの場合は同じく三分三朱ほどで、御泊りの方が平均で一分ばかり多かつた。

同じ頃、天明八年（一七八八）の中山道藤宿岡本本陣の場合を

比較すると、この年の年間収入が金二五兩余⁽⁶⁾で、小島本陣の収入の四分の一に満たない。場所により本陣の収入もかなり相違があったことがわかる。

旅籠料も第1表によると、最高二五〇文から最低四〇文までの幅があるが、内容的にみると、天明の頃は二汁五菜一人につき錢二五〇文、一汁五菜で二〇〇文。寛政・享和頃は一汁三菜で銀一匁三分、一汁二菜で一匁二分、一汁一菜は一匁一分というのが本陣の値段であった。第1表中、最高の二五〇文という旅籠料は紀州御女中家臣の者の代であり、大名家臣の旅籠料は一四〇文から一八〇文の間に多くみられる。これから察すると、大名家臣の賄は一汁二・三菜というところであったろうか。享和三年（一八〇三）には、

宿方ニ而茶代金百疋并御旅籠代御忝人三百銅ツ、積り、御弁当出候節者、弁当代四十八銅ツ、積り、戊年（享和二年）又兵衛方ニ而相勤候節取極申候事⁽⁷⁾という大磯宿における規定ができた。

本陣の収入は、前記の「茶代」と旅籠料が主で、これに閑札料・幕張料などが次ぎ、その外、賄方のために米・野菜・魚・薪類などを用意して、これから多少の利をとったり、馬の預り料として人の二倍をとるなどしたが、いずれもさほどの利益にはならなかった。

従って右の程度の収入で本陣を支えることはかなり困難なこと
で、いったん事故などの発生は自力の再興は難かしく、
役所や幕府の救助を願うだけだなく、定宿大名にその費用の

近世宿駅における大名と本陣（堀田）

援助の寄付を頼むことも多くあった。例えば、摂州郡山椿本陣は享保三年（一七一八）十月五日に類焼にあい、建物すべてを失ったが、その時亭主梶善左衛門は脇本陣亭主又兵衛を伴ない、本陣再建の寄付を仰ぐため、同年十月十九日に郡山を出立、約二ヶ月にわたり三田・明石・姫路・林田・因幡・津山・備中新見・成己・岡田・足守・庭瀬・岡山・赤穂・龍野などを廻って、椿本陣を定宿としていた大名十六家の協力を得ていることが、同本陣の「御大名様御宿帳」に記されている。その時の寄付高を同帳記載の「御合力覚」により左に記すが、それによると、寄付は当座のみならず、後に参観交代で同宿を通過するときも、ひき続き下賜されたことが窺知できる。

御合力覚

- 一、四ツ宝銀 拾枚 九鬼 丹後守様
外ニ新金歩 亥御参勤八郎衛門御宿
- 一、同 五枚 松平左兵衛督様
亥御参勤八郎衛門毛御休被下候
子御帰國同所宅御宿被下候
- 一、新 銀 貳枚 榊原式部大輔様
- 一、四ツ宝銀 壹枚 建部 丹波守様
- 一、同 貳枚 森 安芸守様
- 一、同 壹貫目 松平右衛門督様
- 一、同 壹枚 松平 豊前守様
- 一、（記入ナシ） 松平 河内守様
- 一、乾 金 三拾兩 津山 少将 様

右銀子 被下候

- 一、四ツ宝銀 五枚
外ニ乾金百疋
 同 百疋 関 備前守様
戌御掃国八郎衛門宅御宿被下候
 亥御參勤同所宅御泊被下候
 子御掃国同所宅御泊被下候
- 一、新 金 三歩
 山崎 兵庫 様
- 一、乾 金 五百疋
 伊東 播磨守様
- 一、四ツ宝銀 貳百目
乾金 貳百疋
 新金 貳百疋 木下 肥後守様
亥御參勤八郎衛門宅御宿被下候
 子御參勤 同 所宅御泊被下候
- 一、(記入ナシ)
 板倉 讃岐守様
- 一、四ツ宝銀 三枚
新金 百疋
 新銀 貳枚 松平 大炊頭様
子ノ御參勤八郎衛門宅御休被下候
 巳ノ御掃国ニ拙宅ニテ御泊始儀被下候
- 一、乾 金 壹兩
 池田 内匠頭様

右の「御合力寛」中、戌は享保三年、亥は同四年、子は同五年、巳は同十年のことで、享保六年(一七二一)には、当本陣が再建なって、三月八日より休泊を請けることを再開しているから、再建後も定宿大名の寄付行為が続行されたことを示している。一回ごとの寄付額はさしたることがなくても、回を重ねて受けることができれば、その総額はかなりなものになったろう。このほか非常の場合でなくても、本陣は定宿大名から疊・建具などの調度金や、破損箇所のの補修費などを下賜されたので、これが本陣維持の一助となったことはいうまでもない。このように本陣にとって定宿大名の確保は、重要な問題であった。

二

右の如き大名と本陣との近親的關係を示すものとして、大名が

定宿本陣に苗字帯刀を許したことや、家紋付上下を下賜したことなどがあげられる。すでに述べたように、本陣は一般庶民の休泊所としてではなく、家屋敷も広く、使用人も数多くいるところが特権階級の常宿として指定されたわけであるが、そのような家柄は、土地の旧家や戦場で主を失った武士の後裔とか郷土のような者が多く、本陣職も世襲制であった。従って大方は、苗字帯刀免許の家柄であったが、特に定宿の大名からそれらを許された者もあつたのである。

宿場によっては幾つかの本陣があるところがあり、通行の大名やその他の本陣利用者もそれぞれ分散して休泊するため、それらにも大名とより緊密な關係を結んで、本陣側としては収入確保のためにも大名とより緊密な關係を結んで、定宿を約すことを望んだ。そこで本陣は宿泊大名に対し、献上品を差し上げて定宿の意向の有無を打診した。献上品が大名に受け入れられると、御目録として一〇〇疋ほどの金子が与えられる。この場合は定宿意向の契機が見出せたのであるが、中には「上物御断」とか「上物不納」などと差し返される場合もあつて、本陣の思うようにばかりもいかなかったらしい。本陣からの献上品としては、その土地の特産物のようなものが多く、大磯では色石と称する五色砂利や、するめ、鯛などがあつた。

そして定宿を約するしとして、家紋付きの上下の拝領を本陣が願ひ出ている。右の小島本陣に「記憶簿」というのがあり、上下拝領やその願出で、それに大名自筆拝領などの記録があるので、それを整理して第2表とした。

第2表

年月日	休	御紋付 <small>上下</small> 帷子御自筆	御紋付 <small>上下</small> 拝領	御自筆書・画 <small>その他</small> 拝領
宝永	泊			曲淵越前守 <small>(繪巻)</small>
一・十三				
六・六・六	休	石川主殿頭 <small>(帷子)</small>		
七・七・十五	休	内藤主殿頭 <small>(御羽織)</small>		
正徳	休	市橋下総守 <small>(上下)</small>		
四・八・五	休			
五・四・廿	休	牧野駿河守 <small>(上下)</small>		
享保	休	松平主殿頭 <small>(帷子)</small>		
七・五・廿	休			
八・三・六	泊	木下肥後守 <small>(上下)</small>		
八・九・七	休	市橋老岐守 <small>(上下)</small>		
十・七・七	休	鳥居丹波守 <small>(上)</small>		
十一・八・三	泊	鳥居丹波守 <small>(帷子)</small>		
十二・十・四	休	市橋老岐守 <small>(上下)</small>		
十七・六・廿	休	亀井因幡守 <small>(上下)</small>		
元文	休	市橋下総守 <small>(上下)</small>		
二・五・十七	休	市橋下総守 <small>(上下)</small>		
四・五・十	休			
寛延				
三・九・六		石川備中守 <small>(上下)</small>		
四・五・廿	泊	稲垣和泉守 <small>(上下)</small>		

近世宿駅における大名と本陣(堀田)

七・五・十一	泊		仙石越前守 <small>(上下)</small>	
九・六・廿	休			松平 <small>隠岐守</small> <small>(繪巻物)</small>
十三・四・九		大岡越前守 <small>(上下)</small>		
十三・九・六	休			本多 <small>隠岐守</small> <small>(棚戸繪)</small>
明和	休		石川阿波守 <small>(上下)</small>	
一・九・廿	休		脇坂淡路守 <small>(小袖)</small>	
二・三・十三			石川阿波守 <small>(上下)</small>	
三・八・廿	休			
四・三・六		松平丹波守 <small>(上下)</small>		
四・七・七	休		内藤主殿頭 <small>(上下)</small>	
七・十・十四	休	松平丹波守 <small>(上下)</small>		
安永		松平左兵衛督 <small>(上下)</small>		
三・五・六				
三・五・十三			脇坂淡路守 <small>(上下)</small>	
不詳			脇坂淡路守 <small>(時服)</small>	
天明	泊		仙石兵部少輔 <small>(上下)</small>	
二・四・二			亀井隠岐守 <small>(上下)</small>	
寛政	休			
八・九・十二				
九・四・廿	泊	阿部豊後守 <small>(御自筆)</small>		
十・五・廿	泊		鍋島備前守 <small>(上下)</small>	
十・七・七				阿部 <small>豊後守</small> <small>(御自筆)</small>

三・九・其泊		大久保隼人(上下)	
三・九・其		松平大和守(上下)	
三・八・五泊			大岡越前守(御染筆) 三枚
三・六・三休	相良志摩守(上下)		
三・五・三泊	島津淡路守(上下)		
三・五・三泊	三宅備後守(上下)		
三・四・五泊		鍋島紀伊守(上下)	
二・六・四休	木下定太郎(上下)		
二・六・四泊	稲垣信濃守(上下)		
二・五・其泊	加藤能登守(上下)		
二・五・其泊	松平大和守(上下)		
二・四・其泊		市橋下総守(上下)	
二・四・十休	桐馬兵庫(上下)		
一・六・十泊		仙石越前守(上下)	
一・六・三泊	三宅備前守(上下)		
一・四・十泊	郡 <small>一字不詳</small> 則(上下)		
三・五・八泊		近藤縫殿助(上下)	
三・四・七休	細川越中守(上下)		

三・十一泊		松平甲斐守(御自詠) 和歌巻枚	
三・八・二通	石川鞆負(上下)		
三・七・九休		内藤播磨守(格別の御由緒あり定紋下賜)	
三・六・四休	戸川大守(上下)		
三・四・二泊	五嶋大和守(上下)		
二・八・十六		松平弾正忠(上下)	
二・六・其休	加藤能登守(上下)		
二・六・二泊	三宅備後守(上下)		
二・四・九休		立花左近将監(上下)	
一・九・其泊	松平岩之助(上下)		
一・九・其泊	藏三郎左衛門(上下)		
一・八・七泊	内藤山城守(上下)		
一・七・六休	松平弾正忠(上下)		
一・六・其泊		岡部兵庫(上下)	
一・六・六泊			佐野肥前守(御染筆) 三枚
一・五・其泊	加藤能登守(上下)		
一・四・其泊	九鬼和泉守(上下)		
一・四・世	休相良志摩守(上下)		

近世宿駅における大名と本陣（堀田）

三十一	休		松平晴三郎(上下)	
四十八	休		内藤播磨守(上下)	
四十九	泊	牧野 半右衛門(上下)		
五一	辛泊			佐野肥前守(御染筆二枚)
五三	芒休	福岡孫十郎(上下)		
五五	芘泊	松平備中守(上下)		
五八	芘泊	本多大和守(上下)		
五八	芒休 <small>小</small>		大久保 佐渡守(上下)	
五九	芒休	阿部隼人(上下)		
五九	芒泊	北条相模守(上下)		
五?	泊	宍戸主計(上下)		
六四	芒泊	一柳因幡守(上下)		
六五	卍休	阿部駿河守(上下)		
六十三	芘泊		池田采女(上下)	
八三	四休		脇坂 中務大輔(上下)	
八三	芘泊	宍戸主計(上下)		
八七	七休			大久保 佐渡守(御書)
八九	三休		酒井弥門(上下)	

八九	芘泊		巨勢大内藏(上下)	
八十二	五泊		佐藤美濃守(上下)	
九四	六休		島津石見守(上下)	
九八	六休 <small>小</small>			大久保(御目録) 佐渡守(短冊三枚)
一七	七休			本多丹後守(御染筆 一枚)
一十	二休		内藤外記(上下)	
一十七	三泊		鍋島丹波守(上下)	
一十六	二泊		加藤越中守(上下)	
一十六	五泊		仙石大和守(上下)	
一九	芘泊		松平主税(上下)	
一十	辛泊		仙石美濃守(上下)	
一十六	九泊		松平甲斐守(上下)	
一十七	六休		大久保 佐渡守(帷子)	
一十八	十四泊		内藤豊後守(上下)	
一十三	六休		松平大和守(上下)	
一十三	七九休		大岡越前守(上下)	
一三	九芘泊		蒔田権助(上下)	
一四	三芘泊		三宅長門守(上下)	

四・三・葦泊		脇坂 中務大輔(上下)	
四・一・廿休	高井山城守(上下)		
三十二	成瀬 吉右衛門(上下)		
三十一	休	筒井和泉守(上下)	
三十	通		
二十九	牧野采女(上下)		
二十八	休		
二十七	相良近江守(上下)		
二十六	休	内藤播磨守(帷子)	
二十五	有馬内記(上下)		
二十四	休		
二十三	湯長谷公 御役人中(時服)		
二十二	休	亀井大隅守(上下)	
二十一	休		
二十	休		
十九	休		
十八	休		
十七	休		
十六	休		
十五	休		
十四	休		
十三	休		
十二	休		
十一	休		
十	休		
九	休		
八	休		
七	休		
六	休		
五	休		
四	休		
三	休		
二	休		
一	休		

本多
丹後守
文化十年下賜
の御染筆認め
直して下賜

本多
伊予守
文化十年十
四年に下賜の
御染筆認め直し

四・四・廿泊		大久保 出雲守(上下)
四・五・九泊		久永相模守(上下)
四・九・十四泊		渡辺筑後守(上下)
五・九・九泊		酒井采女(上下)
五・十一泊		松平美作守(上下)
六・二・十六泊		中条河内守(上下)
六・三・八泊		内藤十次郎(上下)
六・五・一泊		高橋主殿頭(上下)
六・五・一泊		水野遠江守(上下)
六・六・七泊		本多伊予守(上下)
六・九・廿泊	蔽 主膳(上下)	
六・十泊	池田伊賀(上下)	

この記録は、宝永元年(一七〇四)から文政六年(一八二三)までの二二〇年間のものである。この二二〇年間に、家紋付上下・帷子・御自筆などの拝領を本陣側が願ひ出た大名、および幕府の諸役人の数は五三名、同様に小島本陣が上下・帷子などの拝領を得たもの五〇名、書画などの御自筆の拝領一二名(但し、いずれも重複して再度の記載は除く)ということになり、上下・帷子の拝領と御自筆の拝領のいづれをも、本陣と定宿契約成立とみなしても、平均するとおよそ二年に一名の割合にしかならず、本陣が

定宿の大名たちを得ることは、かなり困難であったことが推察される。従つて本陣の収入も定収に足るものはなかなか得難く、ここに通行大名たちに対する本陣同志の客引き争いも起つたものと思われる。

なお右の第2表でわかるように宝永元年から文政六年までの一二〇年間のうち、前半の六〇年、即ち、宝永元年（一七〇四）から宝暦十三年（一七六三）までは、本陣からの拝領物の下賜額出でがほとんど無く、後半の明和年間以後になるとその数が急増している。このことは、本陣側が定宿大名を新しく開拓することによつて、本陣の収入を確保したいとの希望の現われであり、そのような状況は逆に本陣経営のより困難になりつつあったことを裏付けている。

本陣が大名との定宿契約に固執したさまは、左の記録をみるとよくわかる。これは天明元年（一七八一）三月十六日、大坂北町奉行の京極伊予守高竈が当本陣に投宿したいきさつを述べたものである。

右は享保年中御宿仕候処、安永四年御登之節、又兵衛方間違ニ而御泊不遊候、依而御機嫌窺ニ参候処、其節野口次右衛門様被仰聞候ハ、此度間違ニ而又兵衛方ニ止宿申付候。重而ハ私宅へ御宿可被仰付旨御申渡被遊候ニ付、此節御下り御願申上候処、御泊被仰付候。先達而御宿割中様、御由緒御存知無之、又兵衛方へ御泊違被遊候ニ付、彼是此節も間違、又兵衛方へ御泊被遊候、依之私宅之儀ハ先年御由緒も有之、小田原ニ而御泊も被遊仰付候ニ付、箕原様、村井様、私方へ御断ニ而

近世宿駅における大名と本陣（堀田）

殿様御目見被仰付、金貳百疋被下置候、重而ハ無間違御宿可被仰付旨御申渡被遊候、以上⁽¹⁰⁾
また次のようなものもある。それは寛政十三年（一八〇一）十月二日駿府御加番の酒井玄蕃が小田原から当大磯宿を通過した際のものである。

右者、去申年（寛政十二年）九月御登り之節、外本陣石井又兵衛方江御小休被為遊候得共、享保年中日向守様ヲ奉申上候節、御本陣相勤、其外両度も御本陣相勤候ニ付、駿府表江御由緒書差上候処、御糺之上御宿割中村丈八様御越被遊、九月廿九日御泊被為仰付候。然ル処又兵衛罷越、相願申候得共御聞濟無之、殊ニ右中村様御義者姫路様御家中之よし被仰聞候、則御用人様又兵衛江被仰渡候者、其方此度相願候共、相叶不申候間、御途中江相願申間敷旨被仰渡候、然ル処奥津川、富士川満水ニ付、差支、依而御延日ニ相成、朔日小田原宿片岡永左衛門方御泊被為仰付候間、当駅御直通之旨長野伊平次様御立寄被仰聞、右廿九日当駅御泊之御名札、御下宿札可被遊御上ケ^(候カ)□^{（重而）}ニ而永井伊左衛門様、長谷川金藏様より被下置候。其上御関前^(玄説之)ニ而御目見江被為仰付、金百疋長谷川様御取次ニ而被下置候事。

当時大磯には、小島本陣のほか尾上・石井の両本陣があった。右の二つの史料は、石井本陣に小島本陣の定宿者をとられそうになつたものを、以前よりの由緒あるあかしを立てて、再び小島本陣への投宿を約することに成功し、それぞれ一〇〇疋内至二〇〇疋の金子を拝領した記録であるが、いずれも定宿者の休泊を、

外の本陣にとられまいとする姿勢がよくわかる。

大名が特定本陣を定宿と決めるに際しては、とりたてて文書類を本陣に下すようなことはなかったらしく、下賜品のみが唯一の物の証拠となるので、本陣側としては執拗なまでにその拝領を願ひ、時として大名の江戸屋敷にまで願書を出した。まず亭主への家紋付上下の拝領、それが叶うと俸や親たちへも拝領を願ひ、次いで帷子・羽織・御時服というように順を追って拝領を願ひ出る。そして火災など不慮の事故で拝領物を失ったときは、再度の拝領を願ひ出た。更にその上で帯刀御免になることもあり、このようにして通行大名と緊密な関係を結び、定宿者として定着させようとした。その願書の一例を示すと、左のようなものである。

文政二卯年七月大坂御加番

内藤播磨守様

右は七月十七日、從戸塚御昼休被為仰付候処、知恩院宮様御下向ニ付、俄ニ木曾御通行ニ相成、御登ニ付、江戸麻布百姓町御屋敷江御時服拜領仕度段、以書付奉差上候。

右書付之写

乍恐以書付奉願上候
大守様今般御登城被為遊候ニ付、御先為御用、尾崎清右衛門様御越被遊、

来ル十七日、当駅不相替御昼休被為仰付、難有仕合奉存候、則御日限何之御差支無御座、難有御待請奉申上候。

御家様御儀乍恐、私儀御由緒御座候ニ付、御代々様御目被下置、御紋附御上下御時服等迄拜領被為仰付、難有仕合奉存候。

然ル処度々類焼故、御拝領物等焼失仕候ニ付、去明和四年七月十七日御昼休之砌、御上下御時服拜領仕度奉願上候処、今村清右衛門様、土田三郎兵衛様、渡辺長右衛門様、原田五兵衛様、今村庄右衛門様、御列座ニ而御召御上下忝具拝領仕候。

御時服之義は追而拝領可被為仰付旨被仰渡難有仕合奉存候。然処寛政五丑年七月十七日当駅御昼休之節、三松幾右衛門様、今村清右衛門様江拝領之儀奉願上候。猶又文化三寅年七月、御登坂之節、奉願上候処、翌卯年八月廿日藤沢宿於御旅館、御紋附御召御上下忝具、御家老原田嘉右衛門様、御用人土田翁輔様、梅津文藏様御列座ニ而拝領仕、冥加至極難有仕合奉存候、然処兼而親共より御願奉申上置候御時服之義、御取次織内祐藏様迄御吹挙奉願上候処、此節両品之義は御取計難被成、追而拝領可被為仰付候様御取計可被成下旨被仰聞、難有仕合奉存候。

且又私儀 乍恐

紀州様御目被下置候ニ付、先年御国許迄度々御供被召連、若山於御殿、御盃ヲ頂戴仕、帯刀御免被仰付、其上御本陣江御紋附御高張并弓張御提灯等迄被下置、則右御盃等大切所持仕罷在候。然処御当代紀伊大納言様御転進後、文化十四丑年三月廿日私宅御旅館之節より別而御目被下置候義ニ御座候。

右從
紀州様御入被為遊候。

御家様御先君幹公様御代より猶又私儀 格別ニ御代々様御目被下置、難有仕合奉存候。何卒先年より御願奉申上候通、

今般御登坂之砌、乍恐御召下り御帷子頂戴被為仰付被下置候様奉願上候。是迄は勿論、己來共御由緒申立外御願ケ間敷義は決而申上候。右願之通拝領御吹拳被成下置、頂戴被為仰付被下置候は、先祖親共へ対し外間実儀共冥加至極難有仕合奉存候。何卒此段偏奉願上候以上。

文政二卯年七月

東海道大磯宿御本陣

小嶋才三郎⁽¹²⁾

この史料で述べているところは、焼失した亭主への家紋付上下の拝領の願いであり、そのほか親共への御時服拝領の依頼、及び帯刀免許や盃・提灯など頂戴したことなどを綿々と書き綴っているが、これらは裏をかえせば大名と本陣との由緒の深さの主張にほかならない。そして文末の、あれこれ拝領物を願い出ても、由緒申し立てのほかは御願いがましいことは申し出ないとの断り書きが目をはやく。ここに大名と本陣の私的関係の限界を知ることができ、本陣側の大名に対する配慮と、如何にしても家紋付上下等を拝領して、大名定宿の強化を計りたいという、つよい願望を見出すのである。

一方、参覲交代などの大名の旅は、長途にわたることも多く、本陣の亭主たちに家紋付上下などの拝領の希望を願い出られても、すぐその場で与えられるほど余分な衣類の持ち合せのないこともしばしばであった。そのようなときは、下賜する品に見合った金子と、それに品物の目録を添えて与えた。本陣亭主はその金子を以って白羽二重を調え、大名の江戸屋敷まで持参して、そこに

近世宿駅における大名と本陣(堀田)

入りの紺屋へ命じて染めてもらい、それを持ち帰って仕立てたり、時によっては、これも江戸屋敷で仕立てて貰って拝領したりした。以上のようにして大名の定宿が決定すると、御通行のたびに決ってその本陣に投宿するほか、御下賜金の額はすみ、家内の者達男親・仲妻などに限る)にまでそれぞれの御心付けを受け、御祝儀や畳・建具類の調度金、並びに補修費なども賜わるので、経済上からも本陣としては大名の定宿が重要な事であったのである。

おわりに

田中丘隅が『民間省要』に

一、凡道中の宿々には往来の旅人連、国々の大名小名、上下の余慶を以して相定物也、仍て参覲交代の時節は、日々数万人の馬つどひ通といへど、道中是を渡世として喜び、更に痛とせず、駅に数千人馬を継ぐといへど、権威の邪なければ苦へなり、斯しても、終にいづれの国何れの守の人馬、且又荷物類途中に滞しためし更になし。

と参覲交代等、大小名の往来が宿にとり喜ばしいものであったことを述べている。しかもその時節には、日々数万の人馬が宿にどの通ったという。そして数千人馬を継ぐということは、宿の繁栄に直接つながることであり、宿の中心的存在であった本陣の確たる存立は、一つの必要条件であった。しかも本陣の起立は大名の通行に由来し、その存亡を左右したのもまた大名であったのである。

註

- (1) 最近になって『蕨市史』(二巻五頁)によると、嶋田宿置塩本陣の例で、同家は慶長年間及び寛永十一年から大名宿泊の写しがあるにもかかわらず、その中に「本陣」の名の記載のないことをあげ、延宝年間のものになってやつと「御本陣」の名の記載初見を指摘して、「この事實は参勤交替制の実施以降も本陣職任命の時期が各本陣ごとに区々だったことを暗示すると同時に、この間いわゆる正式な本陣が多く成立しない段階ともいえる戦国末期から江戸初期にかけて、本陣の先駆の形態としてその役割を代替していたものの存在を想定させる」と見解を明らかにし、そしてその役割を代替したものととして御殿及び御茶屋をあげている。しかもそれには幕府直營のものとの藩營のものとの別があつて、それぞれの性格を有したが、本陣起立の寛永期頃を境に、幕府直營のものは御殿・御茶屋が消滅して民間の本陣に移行・転化していったのに対し、藩營のものははっきりした変化がみられず、そのまま江戸後期まで持続して、主に御茶屋と本陣との両性格を併有したことを述べている。
- (2) 大熊喜邦著『東海道宿本陣の研究』四七頁。当時の本陣は、一定の宿舎があつたわけではなく、寺院・民屋などの広い場所を選んであつたのであつた。
- (3) 前掲書四九頁
- (4) 大磯町教育委員会編、『東海道大磯小島本陣史料』「御休泊控帳」
- (5) 打足銭については、児玉幸多著『近世宿駅制度の研究』(四二五頁)に左の様な記録がある。これは中山道追分宿における安政三年(一八五六)のものである

金拾五兩貳分三朱

一、銀六十卷匁五分

御用宿打足

錢百三拾貳三百七文

是者御用方様木銭米代御払ニ相成候分江打足、御老人ニ付平年ハ式百文宛之割分ヲ以相渡候処、当辰年之儀諸色高直ニ付、御老人前式百拾六文之積リヲ以相渡候分

これによると、打足銭というのは御用宿の本陣一戸当りに如何程と給付されたのではなく、御用宿泊者一人につきいくらという割合で給付され、しかも物価の変動にもある程度順応していたことがわかる。

(6) 『蕨市史』二巻一三九頁

(7) 前掲「御休泊控帳」

(8) 茨木市教育委員会・茨木市文化財研究調査会編「茨木市文化財資料集」第十集『樺の御本陣』九頁

(9) 大磯町教育委員会編『東海道大磯小島本陣史料』「記憶簿」

(10) 前掲「御休泊控帳」

(11) 前掲「御休泊控帳」

(12) 前掲「記憶簿」

附記

本稿は、卒業論文「参覲交代」の一部を改稿したものである。成稿にあたり御指導と御助言をいただいた村上直先生に謝意を表します。